

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく県の上乗せ排水基準の見直しについて

1 概要

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）で電気めっき業に限り適用されている「亜鉛含有量」の暫定排水基準の適用期限が延長されることを受け、法と同様の趣旨で県内の工場・事業場に適用している「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準の定める条例（昭和50年3月17日福島県条例第18号。以下「上乗せ条例」という。）」の暫定排水基準の適用期限を以下のとおり延長することとする。

表1 亜鉛含有量に係る上乗せ排水基準等の現行と見直し案

現行の亜鉛含有量の上乗せ排水基準等			
法令	法	上乗せ条例（附則）	
日平均排水量	50m ³ 以上	30m ³ 以上50m ³ 未満	10m ³ 以上30m ³ 未満
一般排水基準	2 mg/L	2 mg/L	2 mg/L (D水域の非鉄金属製造業のみ 1 mg/L)
暫定排水基準	4 mg/L	4 mg/L (E水域及びB水域（日橋川）のみ 2 mg/L)	4 mg/L (C水域及びD水域のみ適用)
適用業種	電気めっき業	電気めっき業	
適用期限	令和6年12月10日まで	令和6年12月10日まで	

↓

亜鉛含有量の上乗せ排水基準等の見直し案			
法令	法	上乗せ条例（附則）	
日平均排水量	50m ³ 以上	30m ³ 以上50m ³ 未満	10m ³ 以上30m ³ 未満
一般排水基準	2 mg/L	2 mg/L	2 mg/L (D水域の非鉄金属製造業のみ 1 mg/L)
暫定排水基準	4 mg/L	4 mg/L (E水域及びB水域（日橋川）のみ 2 mg/L)	4 mg/L (C水域及びD水域のみ適用)
適用業種	電気めっき業	電気めっき業	
適用期限	令和11年12月10日まで	<u>(令和11年12月10日まで)</u>	

<制度の体系>

- 法では、特定事業場から公共用水域に排出される排水の汚染状態について、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（以下「有害物質」という。）及び水の汚染状態を示す項目で生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のも（以下「生活環境項目」という。）の許容限度を排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「排水基準省令」という。）で定めている。
- 排水基準省令では、全国に一律に適用する基準（以下「一般排水基準」という。）を定めるとともに、一部の有害物質又は生活環境項目については、一般排水基準を直ちに達成することが困難な一部の業種に対して、期限を定めて、暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を定めている。
- また、法第3条第3項では、都道府県は、地域の状況から法の排水基準では人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域について法よりも厳しい排水基準（以下「上乘せ排水基準」という。）を定めることができるとしており、本県では、前述の上乗せ条例で上乘せ排水基準を定めている。

<上乘せ排水基準の内容>


- 本県では、県内の公共用水域の水質保全を積極的に図る観点から、昭和50年に上乘せ条例を制定し、項目、水域、業種及び排水量ごとに排水基準を設定し、特定事業場からの排水の排水を制限している。
- 小規模の工場・事業場に対しても規制を行うため、上乘せ排水基準適用の条件となる日平均排水量の裾下げを行い、規制を行っている。

A	水域	阿武隈川及びこれに流入する公共用水域（猪苗代湖及び羽鳥湖を除く。）
B	水域	阿賀野川及びこれに流入する公共用水域（C水域を除く。）
C	水域	猪苗代湖、田子倉湖及び羽鳥湖並びにこれらに流入する公共用水域
D	水域	いわき市地先海域及びこれに流入する公共用水域
E	水域	相馬市、南相馬市、相馬郡及び双葉郡の地先海域並びにこれに流入する公共用水域
F	水域	久慈川及び黒川並びにこれらに流入する公共用水域

<現行の亜鉛含有量に係る上乘せ排水基準>

- 電気めっき業についてはC水域及びD水域については日平均排水量10m³/日以上、その他の水域については日平均排水量30m³/日以上³/日以上の工場・事業場に対して暫定排水基準（4mg/L）を令和6年12月10日まで適用している。
- C、D、E水域及びB水域の日橋川については、水域の特性（松川浦の養殖等）や発生源業種の実態からより厳しい暫定上乘せ排水基準（2mg/L）又は日平均排水量を裾下げして規制している
- その他の業種については、非鉄金属製造業についてはD水域については一般排水基準よりも厳しい基準（1mg/L）を定めており、それ以外の業種及びD水域以外の非鉄金属製造業についてはC水域及びD水域については日平均排水量10m³/日以上、その他の水域については日平均排水量30m³/日以上の工場・事業場に対して一般排水基準（2mg/L）を適用している。

業種	水域	日平均排水量	排水基準	R6.12	R11.12
電気めっき業	A	30m ³ /日以上	4mg/L	→	→
	B		2mg/L (日橋川)		
			4mg/L (その他)		
	C	10m ³ /日以上	4mg/L		
	D				
	E	30m ³ /日以上	2mg/L		
F	4mg/L				

その他の業種	A	30m ³ /日以上	2mg/L	
	B			
	C	10m ³ /日以上	1mg/L (非鉄金属製造業)	
	D		2mg/L (その他)	
	E		30m ³ /日以上	
	F			

2 背景（法に基づく排水基準等の改正の動き）

- 生活環境項目である亜鉛含有量の一般排水基準は、法が制定されたことに伴い、昭和46年に 5mg/Lに設定され、その後公共用水域の水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準値が設定されことを踏まえ、平成18年12月11日に 2mg/Lに改正された。
- 一般排水基準が2mg/Lに改正された際、一部の業種は暫定排水基準として5mg/Lが設定され、段階的に一般排水基準への移行が行われるとともに、暫定排水基準の見直しも行われ、現在は電気めっき業のみが令和6年12月10日まで暫定排水基準として4mg/Lが適用されている。
- 今回、環境省では電気めっき業に適用されている暫定排水基準の適用期限を令和11年12月11日まで延長する案について、令和6年8月の中央環境審議会で審議された。

表2 亜鉛含有量の暫定排水基準の変遷

業種	最初の暫定 (5年間)	第一次暫定延長 (計10年間の延長)	第二次暫定延長 (計15年間の延長)	第三次暫定延長 (計18年間の延長)
	H18. 12. 11～	H23. 12. 11～	H28. 12. 11～	R3. 12. 11～ R6. 12. 10
金属鉱業	5 mg/L			
無機化学工業製品製造業	5 mg/L			
表面処理鋼材製造業（業種限定有り）	5 mg/L			
非鉄金属第一次精錬・精製業	5 mg/L			
非鉄金属第二次精錬・精製業	5 mg/L			
建設用・建築用金属製品製造業（業種限定有り）	5 mg/L			
溶融めっき業	5 mg/L			
電気めっき業	5 mg/L			4 mg/L
下水道業（業種限定あり）	5 mg/L			

※ 斜線は一般排水基準に移行した業種

<暫定排水基準の改正スケジュール>

- ・令和6年8月9日 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会
- ・令和6年8月下旬 パブリックコメント
- ・令和6年11月中旬 基準改正省令公布
- ・令和6年12月11日 基準改正省令施行

3 上乗せ条例附則で定めている暫定排水基準の適用期限の見直し

- 上乗せ条例では、亜鉛の環境への蓄積を防ぐため排水基準を定めているが、現在、法と同様に電気めっき業に対してのみ暫定排水基準を適用している（適用期限は法と同様、令和6年12月10日）。
- 今回、過去5年間における県内の電気めっき業の亜鉛含有量に係る排水調査を実施した結果、5事業場が一般排水基準（2mg/L）を超過しており、このうち3事業場が暫定排水基準（4mg/L）を超過していた。
- また、暫定排水基準を超過した3事業場に対して改善指導を行ったところ、2事業場は一般排水基準を下回ることができたが、もう1事業場については依然として一般排水基準は超過している状態であった。
- このため、現時点で県内の電気めっき業について2mg/Lに移行することは困難であると考えられる。加えて、国においても暫定排水基準の適用期限を延長することで調整していることを踏まえ、上乗せ条例附則で定めている暫定排水基準について、令和11年12月10日まで延長する。
- なお、過去5年間、県内の公共用水域においては、一般排水基準が超過した事業場放流先の河川においては全亜鉛[※]の環境基準超過は見られず、他の河川については令和2年度に3地点、令和4年度に1地点超過しているが、水生生物に係る異常は確認されていない。

※ 亜鉛については、国内に生息する魚介類及びその餌生物に係る化学物質の毒性等に関して得られた知見、国内での当該物質の生産・使用状況、公共用水域等における検出状況等から判断して、水環境の汚染を通じ水生生物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する政策を総合的かつ有効適切に講ずる必要があると考えられる物質として、平成15年11月に全亜鉛が環境基準生活環境項目に設定された。

表3 亜鉛含有量の附則で定める暫定排水基準の適用期限の現行と見直し案

	現行	見直し案
適用期限	令和6年12月10日まで	令和11年12月10日まで